



日本共産党中央区議会議員

奥村あきこ レポート



奥村あきこ事務所 中央区月島2-7-2
区議団控室 電話 3546-5575
中央地区委員会 電話 3551-6820

深刻な物価高騰
賃上げで 暮らしの困難打開を

【一般質問項目】

1. 物価高騰対策について
2. 生活保護行政の改善について
3. 教員不足の解消について

2月25日～3月28日まで区議会
第一回定例会が開かれています。
党区議団を代表して、私、奥村
あきこが一般質問を行ないました。
主に物価高騰対策について質問
しました。



日本共産党
中央区議団◀
HPはコチラ

区立中央図書館

最低賃金の引上げ

労働者の賃金が30年間減り続け、実質賃金はピーク時の1996年から年収で平均74万円も減少する中、物価高騰が追い打ちをかけています。

働く人の処遇改善に自治体として関与できる施策として、「公契

公契約条例の制定で

賃上げの波及を

「自治体としてできる質上げ推進策として、公契約条例の制定を」と区長に求めましたが、区長は「効果や課題について検討を重ねていく」と述べるに留まりました。

約条例」(※1)があります。

中央区はいまだに制定していませんが、世田谷区は区が発注する工事の報酬下限額を公契約条例で定めており、新年度から東京都の最低賃金1163円を大きく上回る1460円に引き上げます。墨田区も同様に物価高騰にあわせて報酬下限額を見直していく考えを示しています。

※1 「公契約条例」とは？

公共工事や委託事業において、入札や契約、働く人の労働条件などを適正に保障することを定めるものです。

23区で制定している自治体数は、2012年の渋谷区を皮切りに合計で14区です。

※2「指定管理者制度」とは？

自治体が指定した民間事業者などに公の施設の管理を委ねる制度です。

中央区では、区立保育園や社会教育会館、図書館など多くの施設が株式会社などの民間事業社に委託されています。

中央区では、多くの公共施設が「指定管理者制度」(※2)で委託運営されていますが、昨年、区内の社会教育会館のスタッフが東京の最低賃金1163円にわずか7円だけ上乗せした時給1170円という低額で募集されました。

法令違反ではないものの、自治体自らワーキングプアを生むことは問題だと、党区議団は指摘し続けてきました。

こうした指定管理者制度も含め、公契約に関わって働く人の賃金を引き上げて、民間企業にもその効果を波及させることに取り組むべきです。賃金底上げで、暮らしを守る

ことが今、必要です。



制度の周知と、相談体制強化で

生きる権利の保障を 生活保護は権利

一般質問では、生活保護行政の改善についても質問しました。

ポスター作成など

積極的に広報を

中央区の生活保護利用者は1211人（1月末現在）、世帯数は1082世帯（同）となっていますが、「どのような時に、どうすれば利用できるのか」など生活保護の理解はまだ不十分です。そのため誤解やバッシングの発生、経済的に苦しくても制度が利用



朝の街頭宣伝

（勝どき橋南詰め／4月25日）

用できることさえ知らない人が少なくありません。そうした状況を改善するため、他自治体では

- ▼都内10区では生活保護を周知するポスターを独自に作成
- ▼新宿区では病院や公衆浴場にもポスターを掲示し、相談を促すための手配り用のチラシも作成し、支援団体などを通じ配布
- ▼練馬区、足立区などは「困った時には役所に相談を」と積極的にSNSで発信

など工夫を凝らしています。

「中央区でもポスターやチラシを作成し有効活用を。SNSでも発信を」と区長に求めましたが、「『ふくしの総合相談窓口』でお受けし、生活保護が必要と思われる場合には、制度を説明し、受給につなげています」と積極的とは言えない答弁でした。

ブラックボックスとせず

外部の視点を入れて

江戸川区では、男性ケースワーカーによる生活保護利用女性へのセクハラや、ケースワーカーの対応不備により利用者の遺体を2カ月半にわたり放置した事件などを受けて設置された第三者委員会の提言を参考に、利用者の権利を守る環境整備が進められています。

利用者は「保護を打ち切られたらどうしよう」と異議申し立てがしづらいなど弱い立場にあります。

江戸川区では「ハラスメント審査会」「江戸川区生活保護業務適正実施検証委員会」など、第三者や外部有識者が加わる会議体を新たに設置しました。中央区での設置を区長に求めたところ、「職員向けにハラスメントセミナーを毎年実施」「必要に応じケースワーカーが医療現場での会議に出席している」などと答え、外部の視点を入れた委員会や審議会の設置については言及しませんでした。



区政報告会を開催。中央区の新年度予算案について報告。多くの質問も出されました。（勝どき区民館／4月20日）

なんでも

生活相談

3546-5563（区議団控室）

3551-6820（地区委員会）

無料

法律相談

毎月第3火曜日3時から

要予約 連絡先は同上

